

# 反社会的勢力排除に関する誓約書

平成 年 月 日

株式会社TOMMY 御中

住 所

氏 名 印

私又は当社は、貴社との取引に伴い、以下のとおり制約致します。

## 第1条（本誓約書の対象取引）

私又は当社は、本誓約書において誓約した事項が貴社との間で締結する全ての契約（本誓約書の提出の前後にかかわらず、また、書面によると口頭によるとを問わないものとします）に適用されることを了承致します。

## 第2条（「反社会的勢力」の定義）

- 1 本誓約書において、「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいうこととします。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律・第2条に規定する暴力団及びその関係団体
  - ② 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員
  - ③ 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人
  - ④ 前各号のいずれかのほか、暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使した暴力的な要求、もしくは法的な責任を超えた要求を行うことにより、経済的利益を追求する団体又は個人
  - ⑤ 前各号のいずれかの団体、その構成員もしくは個人と何らかの関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
  - ⑥ その他前各号に準ずる者
- 2 私、当社又は当社の役員等（取締役、執行役、監査役、相談役又は顧問、その他名称の如何を問わず事業に支配力を有する者をいいます。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合、私又は当社が反社会的勢力と推定されることを了承致します。
  - ① 逮捕、勾留又は起訴され、かつ、逮捕状、勾留状又は起訴状に反社会的勢力である旨の記載がある場合

- ② 反社会的勢力である旨の報道がなされた場合
- ③ 警察、暴力追放運動推進センター、不当要求情報管理機関、全国銀行協会などのデータベースに反社会的勢力としてリストアップされている場合
- ④ 反社会的勢力である疑いがあることを理由に金融機関の開設口座が解約され、又は金融機関からの融資が拒絶された場合

### 第3条（表明・保証）

私又は当社は、現在及び将来において、次の各号のとおり表明し、これを保証します。

- ① 自らが反社会的勢力ではないこと
- ② 反社会的勢力を利用しないこと
- ③ 当社の役員等が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との交流がなく、かつ、反社会的勢力を利用しないこと
- ④ 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと
  - ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 取引に関し、詐欺的手法、脅迫的言辞、又は、暴力を用いる行為
  - エ 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は、貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に順ずる行為をしないこと

### 第4条（調査協力・報告義務）

- 1 私又は当社は、第2条第2項の規定に基づき反社会的勢力と推定された場合、又は、前条に違反する事実が疑われた場合には、貴社の求めに応じて、その調査に協力致します。
- 2 私又は当社は、前条に違反し、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに貴社に対してその事実を報告致します。

### 第5条（解除）

- 1 私又は当社は、第3条の規定に違反した場合（第2条第2項に基づく推定が反証されない場合も含みます。以下同じ。）、貴社が何らの催告なしに第1条に定める全ての契約の全部又は一部を解除しても異議を述べません。
- 2 私又は当社は、前項の規定により契約が解除された場合、貴社に対して一切の損害賠償請求を行いません。

### 第6条（損害賠償）

私又は当社は、第3条の規定に違反したことにより貴社に損害を与えた場合、前条第1項に基づく解除に加えて、貴社に与えた損害を賠償致します。

以 上